

## [事案 2023-233] 介護保険金支払等請求

・令和7年4月11日 裁定終了

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、介護保険金が支払われなかったことを不服として、介護保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年7月にバイクによる事故に遭い、右足関節外果骨折、右足関節複合靭帯損傷等の傷害を負い、同年8月に関節鏡下関節滑膜切除術および靭帯断裂形成手術を受けたため、平成26年12月に契約した団体信用生命保険の特定状態保障特約にもとづき介護保険金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に、支払われなかった。しかし、以下の理由により、介護保険金を支払ってほしい。また、令和4年1月以後に支払った住宅ローンの返済金に利息を付して返還してほしい。

- (1) 令和4年1月時点で介護保険金の支払事由に該当していた。
- (2) 申込時、担当者から、介護保険金の請求に際して医師の診断書は不要であり、自己申告で支払われると説明された。
- (3) 令和元年9月以前に、保険会社または銀行担当者から、約款所定の介護状態に該当するには、寝返りかつ歩行ができない場合に該当する必要がある等の誤った説明を受けた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社が追加で取得した介護医療証明書の記載から判断すると、介護保険金の支払事由に該当しない。
- (2) 右足関節複合靭帯損傷により、所定の要介護状態に至ることは考え難い。
- (3) 当社担当者および銀行担当者が、申立人の主張するような誤った説明をした事実はない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。